

## 移住支援金の対象として選定される事業者及び求人

移住者が移住支援金の支給対象となるためには、以下の1に示す要件を満たす事業者による、2に示す要件を満たす求人に応募し、就業する必要がある。

### 1 事業者に関する要件

以下のすべての要件を満たす法人等であることが求められる。

- ・官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人等又は地方公共団体から補助を受けている法人等を除く。)でないこと。
- ・資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人等であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人等を除く。)ではないこと。
- ・みなし大企業<sup>1</sup>でないこと。
- ・本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人等(勤務地限定型社員(東京圏のうち条件不利地域以外を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人等を除く。)ではないこと。
- ・雇用保険の適用事業主であること
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ・愛知県暴力団排除条例(平成22年10月15日愛知県条例第34号。以下「条例」という。)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人等でないこと。
- ・別表に掲げる業種であること

<sup>1</sup> 以下のいずれかに該当する法人等をいう。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人等が所有している資本金10億円未満の法人等
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人等が所有している資本金10億円未満の法人等
- ・資本金10億円以上の法人等の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人等

<sup>1</sup> 次の①～⑤のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村のうち、政令市を除いた市町村を「条件不利地域」とする。

- ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(一部過疎を含む)、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤小笠原諸島振興開発特別措置法

## 2 求人に関する要件

---

以下の要件を満たす求人であることが求められる。

- ・週 20 時間以上の無期雇用の求人であること。
- ・勤務地が県内であること